

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 医師会費・医師年金の掛金

Q : 私は個人開業医です。毎月支払う医師会の会費や医師年金の掛金、医師国民健康保険の保険料などの税務上の処理はどうなりますか。

A : 医師会費は必要経費になりますが、医師年金の掛金及び健康保険の保険料は必要経費になりません。

【解説】

通常医師会費は、診療活動を行っていくうえで必要なものであり、必要経費に算入できます。必要経費に算入できる会費は、通常範囲のものに限られますので、特別な会費については、その目的、用途等によって、繰延資産として償却の対象となることもあります。

つぎに、医師年金の掛金ですが、医師年金は日本医師会が加入者の老後や遺族の生活安定を目的として設けた制度で、医業収入を得るためのものではありませんので、必要経費に算入できません。この掛金は、年金又は一時金による雑所得又は一時所得を計算する場合に収入金額から控除することになります。なお、この掛金は、国民年金のような公的年金ではありませんので、社会保険料控除もできませんし、個々に生命保険契約を締結したものでありませんので、生命保険料控除の対象にもなりません。

最後に、医師国民健康保険の保険料ですが、この保険料は、社会保険料控除の対象にはなりませんが、必要経費には算入できません。

